

国民生活安定緊急措置法による転売規制についてのQ&A

令和 2 年 3 月 11 日
厚生労働省
経済産業省
消費者庁
国税庁
(最終更新: 令和 2 年 5 月 25 日)

目次

【転売規制の概要】	3
Q.1-1 なぜマスク、アルコール消毒製品の転売を禁止するのですか。.....	3
Q.1-2 規制の内容を教えてください。.....	4
Q.1-3 規制に違反すると、どのような罰則がありますか。.....	5
Q.1-4 いつから転売が禁止になりますか。.....	5
【転売規制の対象となるマスク】	6
Q.2-1 転売禁止の対象となる「衛生マスク」とは、どのようなマスクですか。.....	6
Q.2-2 マスクやアルコール消毒製品以外の物資の転売は禁止になりますか。.....	6
【転売規制の対象となるアルコール消毒製品】	7
Q.3-1 転売禁止の対象となる「消毒等用アルコール」とは、どのようなアルコール消毒製品ですか。.....	7
Q.3-2 具体的に個別の製品が規制対象であるかないかをどのように見分けますか。.....	7
Q.3-3 「アルコール濃度 60%」の単位を教えてください。.....	8
Q.3-4 ハンドソープは規制対象になりますか。.....	9
Q.3-5 傷口用消毒液は規制対象になりますか。.....	9
Q.3-6 アルコール度数が 60 度以上のお酒も規制対象になりますか。.....	9
【禁止される転売行為】	10
Q.4-1 どのようなマスク、アルコール消毒製品の転売行為が禁止されますか。.....	10
Q.4-2 マスク、アルコール消毒製品の転売行為が全て禁止されるのですか。.....	12
Q.4-3 法令上の「不特定の相手方に対し売り渡す者」とは具体的にどのような者ですか。.....	12
Q.4-4 「購入価格を超える価格」はどのように計算しますか。.....	12

Q.4-5 通販サイトやネットオークションを通じた転売だけが禁止されるのですか。.....	12
Q.4-6 個人でマスク、アルコール消毒製品を転売する行為は対象になりますか。.....	13
Q.4-7 親族や友人などの個人間でマスク、アルコール消毒製品を転売する行為は対象になりますか。.....	13
Q.4-8 インターネット上での「マスク、アルコール消毒製品の出品」も禁止されますか。.....	13
Q.4-9 小売業者が、製造業者や卸売業者からマスク、アルコール消毒製品を仕入れて販売する行為は対象になりますか。.....	14
Q.4-10 卸売業者が、製造業者や他の卸売業者からマスク、アルコール消毒製品を仕入れて販売する行為は対象になりますか。.....	14
Q.4-11 古物商が、マスク、アルコール消毒製品を仕入れて販売する行為は対象になりますか。.....	15
Q.4-12 マスクを自作し販売する行為(ハンドメイドマスクの販売)は対象になりますか。.....	15
【個別ケース】	16
Q.5-1 マスク、アルコール消毒製品を国外のスーパーマーケットなどで購入し、国内で転売する行為は対象になりますか。.....	16
Q.5-2 マスク、アルコール消毒製品を国内のスーパーマーケットなどで購入し、国外に転売する行為は対象になりますか。.....	16
Q.5-3 マスク、アルコール消毒製品を会員制のディスカウントストアで購入し、転売する行為は対象になりますか。.....	16
Q.5-4 マスク、アルコール消毒製品を他の商品と一緒に販売する行為(抱き合わせ販売)は対象になりますか。.....	17
Q.5-5 小売業者が卸売業者から仕入れたマスク、アルコール消毒製品を、高額で販売する行為は対象になりますか。.....	17
Q.5-6 本体価格は購入価格以下として、送料等を高く設定して転売する行為は対象になりますか。.....	18
Q.5-7 政令の施行前に購入したマスク、アルコール消毒製品を転売する場合も、購入価格を超える価格で、不特定又は多数の者に対し転売する行為は、今回の規制の対象になりますか。.....	18
Q.5-8 小売りから購入したアルコール消毒製品を小分けにして販売することは違反行為に該当しますか。....	18
【今後の方針】	19
Q.6-1 今回の規制はいつまで続きますか。.....	19
【お問い合わせ先】	1919

【転売規制の概要】

Q.1-1 なぜマスク、アルコール消毒製品の転売を禁止するのですか。

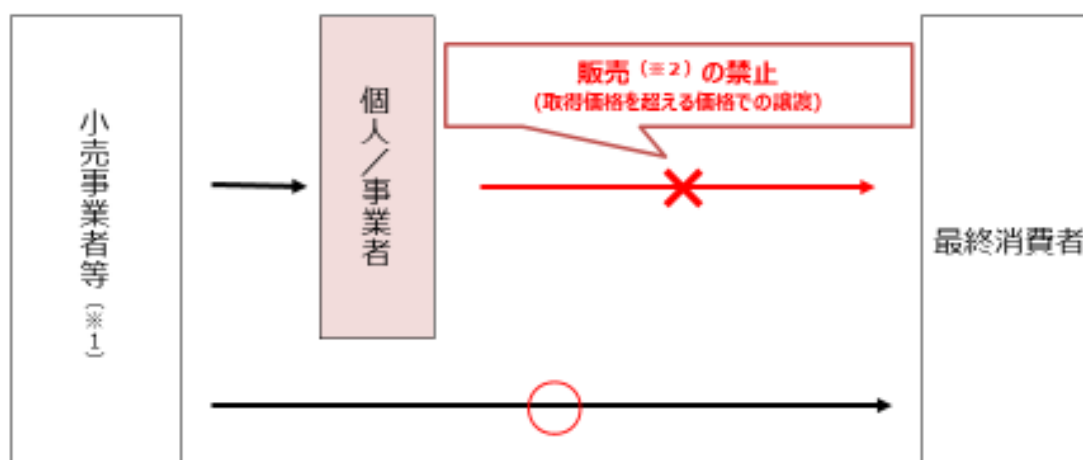
<答>

新型コロナウイルスに対する不安に乗じて、小売店舗などでマスク、アルコール消毒製品を大量に購入し、インターネット上で高額で転売する行為が確認されています。こうした行為は、消費者心理の悪化を招き、不必要な大量購入や価格高騰を通じて、国民の皆様によるこれらの製品の購入を困難にする可能性があるものです。

政府は、①需給が逼迫しているこれら製品について転売目的での購入は望ましくないとの呼びかけ、②デジタル・プラットフォーマー各社に対する利用者への啓発の依頼、③大量購入を抑えることの呼びかけ、④大手のネット売買サイトに対する、オークションへの出品取り止めや大口での販売を制限することの要請など、様々な取組を行ってきています。

しかし、高額転売が後を絶たないことを踏まえ、緊急措置として、こうした転売行為を禁止することとしました。

Q.1-2 規制の内容を教えてください。



※1 一般消費者に対して直接販売する製造事業者、卸売事業者や個人も含む

※2 店舗、フリーマーケット、インターネット(SNS含む)等を通じて不特定又は多数の者への販売行為。

○対象：衛生マスク、アルコール消毒製品

○違反者に対しては一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

○公布日から4日後に施行（衛生マスク：3/15、アルコール消毒製品：5/26）

<答>

①小売店舗やECサイトなど不特定の相手に販売する者から購入した製品を、②購入した金額よりも高い価格で、③インターネットや店舗などを通じ不特定または多数の者へ転売することが禁止されます。（詳細は Q.4-1 を参照）

Q.1-3 規制に違反すると、どのような罰則がありますか。

<答>

違反行為を行った場合、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、又はその双方が科されます。

また、法人の代表者や従業員等が業務として違反行為を行った場合は、行為者を罰することに加え、法人等に対しても、上記の罰金刑が科されます。

Q.1-4 いつから転売が禁止になりますか。

<答>

マスクについては、3月15日(日)0時以降、また、アルコール消毒製品については、5月26日(火)0時以降、違反行為に該当するマスクの転売が禁止となります。(Q.1-3を参照)

【転売規制の対象となるマスク】

Q.2-1 転売禁止の対象となる「衛生マスク」とは、どのようなマスクですか。

<答>

転売禁止の対象となる「衛生マスク」には、家庭用マスクをはじめ、医療用マスクや産業用の使い捨て式防じんマスクなど、一般に市販されている健康・予防、衛生環境の維持等を目的に用いられるマスクが幅広く該当します。また、個人が自作したマスクも対象となり得ます。ただし、美容用フェイスマスク(美容パック)、使い捨て式でない防じんマスク(樹脂等の面体を有するもの)、防毒マスクなどは対象外です。

【転売禁止の対象となるマスク】

家庭用マスク

かぜ、花粉対策などの目的で日常に使われるマスク。

医療用マスク

主に医療現場もしくは医療用に使用される感染防止用マスク。

産業用マスク

主に工場などで作業時の防塵対策として使用されるマスク。



※個人が自作したマスクも用途、素材、形状等に応じて対象となる。

【対象外(例)】

美容フェイスマスク (パック等)



防護マスク



Q.2-2 マスクやアルコール消毒製品以外の物資の転売は禁止になりますか。

<答>

マスクやアルコール消毒製品以外の品目については、現時点で、同様に需給がひっ迫し、高額転売が横行しているとは言えないため、今回の規制の対象とはしていません。

【転売規制の対象となるアルコール消毒製品】

Q.3-1 転売禁止の対象となる「消毒等用アルコール」とは、どのようなアルコール消毒製品ですか。

<答>

転売禁止の対象となる「消毒等用アルコール」には、

- ① 消毒、除菌、抗菌、殺菌等に使用されることが目的とされている医薬品・医薬部外品や、
- ② 同様の目的をうたっている医薬品・医薬部外品以外のものであって、アルコール濃度が60%以上のものが該当します。

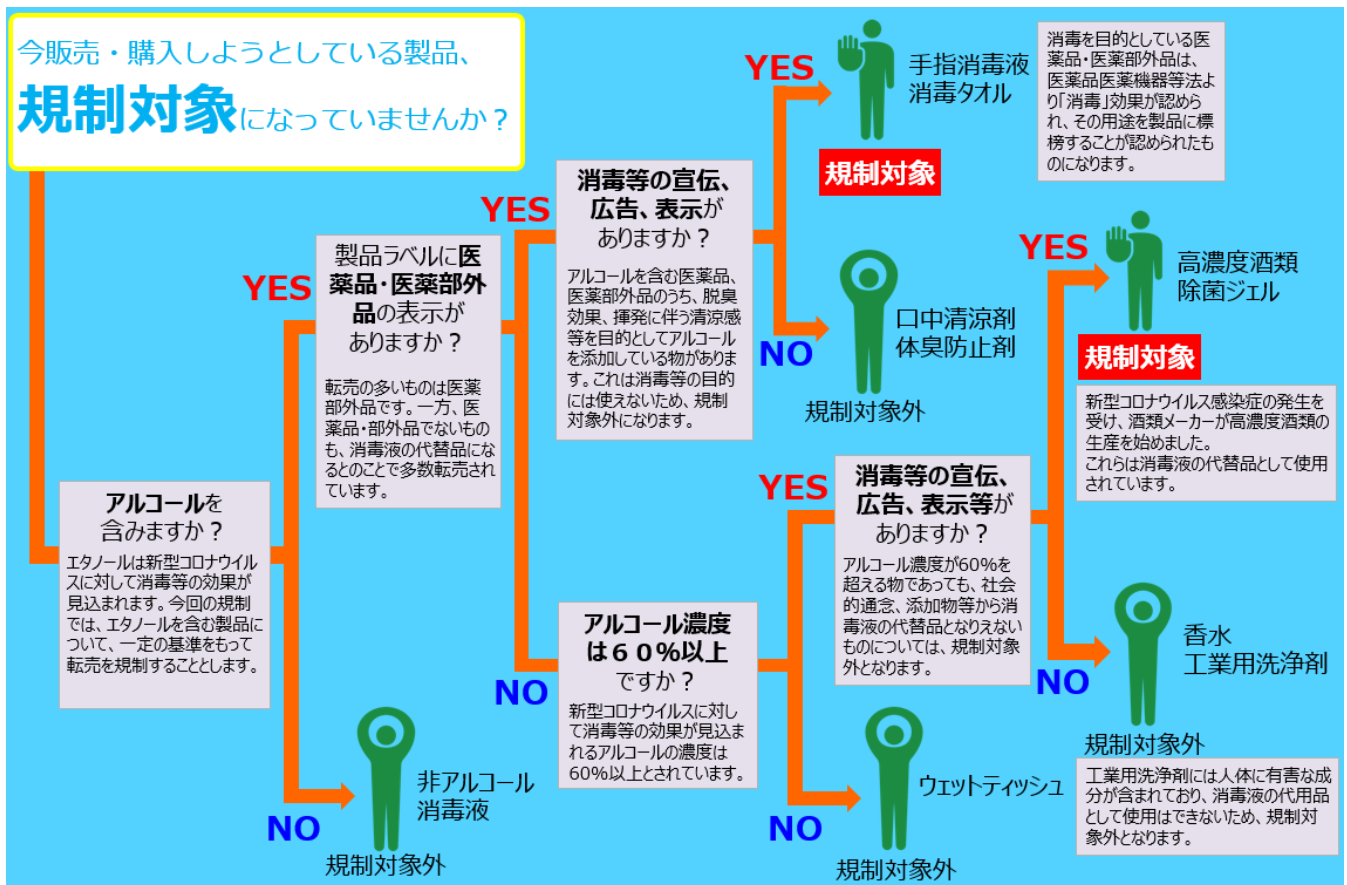
なお、ここで言うアルコールとは、エチルアルコール(エタノール)であり、イソプロピルアルコールは対象外です。

Q.3-2 具体的に個別の製品が規制対象であるかないかをどのように見分けますか。

<答>

その製品にアルコールが含まれているか、医薬品・医薬部外品か、医薬品・医薬部外品でない場合は、アルコール分60度以上のアルコールが含まれているか、宣伝・広告・表示等に照らし、消毒等用の目的といえるかなどによって判断されます。

詳しくは、フローチャートをご参照ください。



Q.3-3 「アルコール濃度 60%」の単位を教えてください。

<答>

容量パーセント(vol %)です。

アルコール製剤(食品添加物)については、食品表示法に基づき、製品には重量パーセント(w/w%)が表示されているので、ご注意ください。

重量パーセント(w/w%)も一つの目安になる(たとえば、重量パーセントが60%を超えるものは、容量パーセントも60%以上であるなど)ほか、コロナ禍の状況において、新型コロナウイルスの有効性が認められる60vol%を超える製品については、メーカーのHPなどでその旨を開示していることもあります。

Q.3-4 ハンドソープは規制対象になりますか。

<答>

消毒や除菌、抗菌、殺菌等をうたう医薬品・医薬部外品であれば、ハンドソープを含め、アルコールを含有しているものは規制対象となります。

また、医薬品・医薬部外品でなくとも、同様の効果をうたい、アルコール濃度が 60vol% 以上であれば規制対象となります。

Q.3-5 傷口用消毒液は規制対象になりますか。

<答>

消毒を目的としているものであれば、たとえ傷口消毒の用途であっても規制対象となります。したがって、アルコールを含有している医薬品又は医薬部外品である傷口消毒液は規制対象となります。

Q.3-6 アルコール度数が 60 度以上のお酒も規制対象になりますか。

<答>

お酒も含めて、アルコール濃度が 60～83vol%の「高濃度エタノール製品」については、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、使用者の責任において、アルコール消毒液の代用品として使用することが可能とされています。

これを踏まえ、アルコール度数が 60 度以上のお酒（「飲用不可」とされたものを含みます）については、消毒等を用途とする表示、広告等が必ずしもない場合も含め、消毒等にも使用されることが目的とされているものに該当すると考えられることから、規制対象となります。

但し、古酒、ウイスキー等のように、社会通念上、消毒等に使用されることが目的とされていないことが明らかなものは、規制対象とはなりません（消毒等を用途とする表示、広告

等がある場合は、これらも規制対象となります。)

【禁止される転売行為】

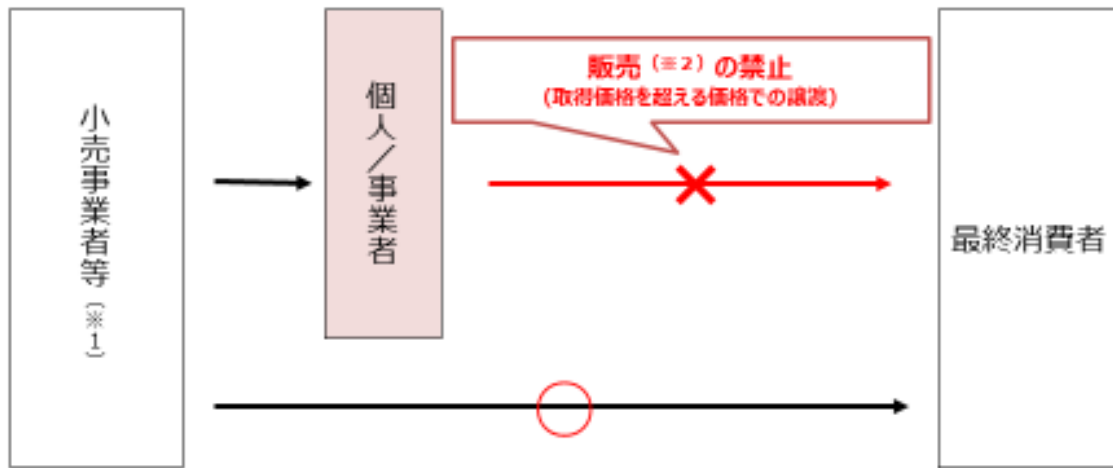
Q.4-1 どのようなマスク、アルコール消毒製品の転売行為が禁止されますか。

<答>

①不特定の相手方に対して販売をする者から製品を購入し、②購入価格(仕入価格)を超える価格で、③不特定又は多数の者に対して転売する行為が禁止されます。

具体的には、一般消費者向けに商品を販売するドラッグストア、スーパーマーケット、ECサイトなどから購入した製品を、仕入価格を超える価格で、インターネットや店舗などを通じて不特定又は多数の者に対して転売する行為が禁止されます。

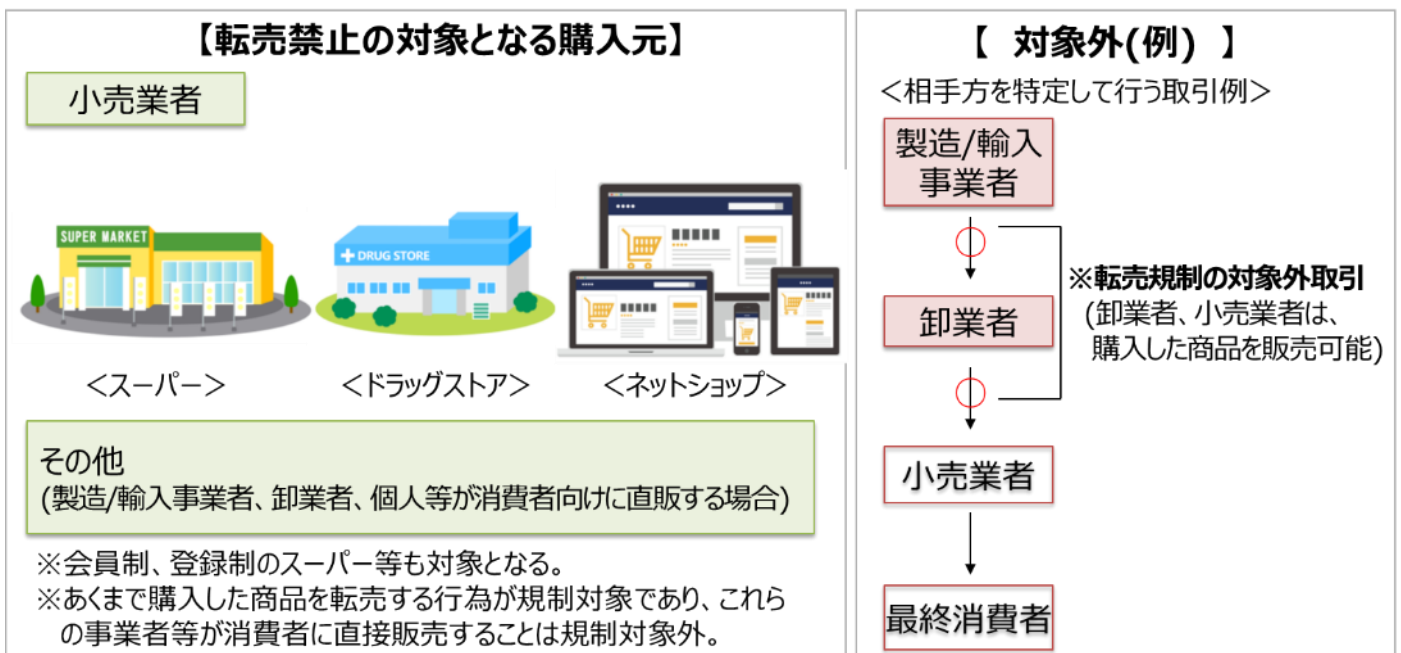
また、仕入先が製造業者や卸売業者であっても、不特定の一般消費者に対して直接販売された製品を仕入れ、それを購入価格よりも高い価格で、不特定又は多数の者を対象に転売する場合は転売禁止の対象となります。



※1 一般消費者に対して直接販売する製造事業者、卸売事業者や個人も含む
 ※2 店舗、フリーマーケット、インターネット(SNS含む)等を通じて不特定又は多数の者への販売行為。

- 対象：衛生マスク、アルコール消毒製品
- 違反者に対しては一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金
- 公布日から4日後に施行（衛生マスク：3/15、アルコール消毒製品：5/26）

なお、小売業者や卸売業者などが、通常の商取引において製造業者や輸入事業者から仕入れた製品を販売する行為は、規制の対象外です（通常、製造業者や輸入事業者は、相手方を特定して製品の販売を行っていると考えられるため）。



Q.4-2 マスク、アルコール消毒製品の転売行為が全て禁止されるのですか。

<答>

マスク、アルコール消毒製品の転売行為が全て禁止されるわけではありません。規制の対象になるのは、①小売店舗や EC サイトなどから購入した製品を、②購入した金額よりも高い価格で、③インターネットや店舗などを通じ不特定又は多数の者へ転売することが禁止になります。(Q.4-1 を参照)

Q.4-3 法令上の「不特定の相手方に対し売り渡す者」とは具体的にどのような者ですか。

<答>

スーパーマーケットやドラッグストア、EC サイトなどの小売業者に加え、製造業者、輸入事業者、卸売業者及び個人が一般消費者向けに広く製品を直接販売する場合も、法令上の「不特定の相手方に対し売り渡す者」に該当します。

Q.4-4 「購入価格を超える価格」はどのように計算しますか。

<答>

購入価格には消費税や送料等を含みます。この購入価格を超える価格で、当該製品を不特定又は多数の者に対して転売する行為が禁止されます。(転売の際の送料等の取扱いについては Q.5-6 を参照)

Q.4-5 通販サイトやネットオークションを通じた転売だけが禁止されるのですか。

<答>

通販サイトやネットオークションだけではなく、店舗や露店、SNS を通じた転売も対象となります。

Q.4-6 個人でマスク、アルコール消毒製品を転売する行為は対象になりますか。

<答>

個人の場合であっても、①小売店舗や EC サイトなどから購入した製品を、②購入した金額よりも高い価格で、③インターネットや店舗などを通じ不特定又は多数の者へ転売する場合には、違反行為となります。(Q.4-1 を参照)

Q.4-7 親族や友人などの個人間でマスク、アルコール消毒製品を転売する行為は対象になりますか。

<答>

親族や友人といった個人間における売買は、通常、不特定又は多数の者に対する販売とはいえないため対象外です。

ただし、個人間の売買であっても、不特定又は多数の者を対象に転売しているなど、その取引の態様によっては、違反行為に該当するおそれがあります。(Q.4-6 を参照)

Q.4-8 インターネット上での「マスク、アルコール消毒製品の出品」も禁止されますか。

<答>

ネットオークションなどにおける、出品行為自体は禁止されていません。しかし、出品後に購入価格を超えた価格で売買契約が成立し、譲渡が行われれば違反行為となります。

Q.4-9 小売業者が、製造業者や卸売業者からマスク、アルコール消毒製品を仕入れて販売する行為は対象になりますか。

<答>

製造業者、卸売業者など、特定の事業者に対して販売を行う者からマスク、アルコール消毒製品を購入する場合は規制の対象となりません。そのため、小売業者が製造業者や卸売業者から製品を仕入れて販売する行為は、違反行為には該当しません。

ただし、仕入先が製造業者や卸売業者であっても、①不特定の一般消費者に対して直接販売された製品を仕入れ、②購入価格よりも高い価格で、③不特定又は多数の者に転売する場合は、転売禁止の対象になります。(Q.4-1 を参照)

Q.4-10 卸売業者が、製造業者や他の卸売業者からマスク、アルコール消毒製品を仕入れて販売する行為は対象になりますか。

<答>

製造業者、卸売業者など、特定の事業者に対して販売を行う者からマスク、アルコール消毒製品を購入する場合は規制の対象となりません。そのため、卸売業者が製造業者や他の卸売業者からマスク、アルコール消毒製品を仕入れて販売する行為は、違反行為には該当しません。

ただし、仕入先が製造業者や卸売業者であっても、①不特定の一般消費者に対して直接販売されたマスク、アルコール消毒製品を仕入れ、②購入価格よりも高い価格で、③不特定又は多数の者に転売する場合は、転売禁止の対象になります。(Q.4-1 を参照)

Q.4-11 古物商が、マスク、アルコール消毒製品を仕入れて販売する行為は対象になりますか。

<答>

製品の仕入先が、不特定の相手方に対して販売をする者である場合は、違反行為に該当します。(Q.4-1 を参照)

Q.4-12 マスクを自作し販売する行為(ハンドメイドマスクの販売)は対象になりますか。

<答>

規制の対象となるのは、あくまでマスクの「転売」行為になります。そのため、マスクを自作し販売する行為は、違反行為には該当しません。

ただし、自作マスクであっても、①不特定の一般消費者に対して直接販売された自作マスクを仕入れ、②購入価格よりも高い価格で、③不特定又は多数の者に転売する場合は、転売禁止の対象になります。(Q.2-1、Q.4-1 を参照)

【個別ケース】

Q.5-1 マスク、アルコール消毒製品を国外のスーパーマーケットなどで購入し、国内で転売する行為は対象になりますか。

<答>

対象になります。仕入先が国外のスーパーマーケットなどであっても、不特定の相手方に対して販売をする者から仕入れたマスク、アルコール消毒製品を、購入価格を超える価格で、国内の不特定又は多数の者に対して転売する行為は違反行為となります。

Q.5-2 マスク、アルコール消毒製品を国内のスーパーマーケットなどで購入し、国外に転売する行為は対象になりますか。

<答>

対象になります。国内のスーパーマーケットなどで購入したマスク、アルコール消毒製品を、購入価格を超える価格で、国外の不特定又は多数の者に対して転売する行為は違反行為となります。

Q.5-3 マスク、アルコール消毒製品を会員制のディスカウントストアで購入し、転売する行為は対象になりますか。

<答>

会員のみが商品を購入できる小売店舗等であっても、誰でも入会可能である場合は、当該小売店舗等を運営する小売業者は、「不特定の相手方に売り渡しを行う者」に該当します。このため、こうした小売業者から購入した製品を、購入価格を超える価格で転売する行為は違反行為となります。

Q.5-4 マスク、アルコール消毒製品を他の商品と一緒に販売する行為(抱き合わせ販売)は対象になりますか。

<答>

今回の規制により禁止される行為は、①不特定の相手方に対して販売をする者から製品を購入し、②購入価格(仕入価格)を超える価格で、③不特定又は多数の者に対して転売する行為です。このため、抱き合わせ販売そのものを規制するものではありませんが、抱き合わせで販売される製品が上記に該当する場合には、規制の対象になります。

なお、商品の供給が不足しており、当該商品に代わる商品が存在しない状況の下で行われる抱き合わせ販売は、独占禁止法が禁止する不公正な取引方法(抱き合わせ販売等)と評価されるおそれがあります。

Q.5-5 小売業者が卸売業者から仕入れたマスク、アルコール消毒製品を、高額で販売する行為は対象になりますか。

<答>

今回の規制により禁止される行為は、①不特定の相手方に対して販売をする者から製品を購入し、②購入価格(仕入価格)を超える価格で、③不特定又は多数の者に対して転売する行為であり、卸売業者が相手方を特定して販売する製品を小売業者が仕入れた場合は、規制の対象外です。(Q.4-1を参照)

Q.5-6 本体価格は購入価格以下として、送料等を高く設定して転売する行為は対象になりますか。

<答>

送料等が一般的に適当な価格である場合は、禁止の対象となる「購入価格を超える価格」での転売には該当しませんが、送料等と称して明らかに過大な金額を請求するような場合は、違反行為に該当するおそれがあります。

Q.5-7 政令の施行前に購入したマスク、アルコール消毒製品を転売する場合も、購入価格を超える価格で、不特定又は多数の者に対し転売する行為は、今回の規制の対象になりますか。

<答>

購入時期が政令の施行前であっても、転売に係る売買契約が成立した時点が政令の施行後(マスク:3月15日(日)0時以降、アルコール消毒製品:5月26日(火)0時以降)であれば、対象となります。(Q.1-4を参照)

Q.5-8 小売りから購入したアルコール消毒製品を小分けにして販売することは違反行為に該当しますか。

<答>

小売業者から購入したアルコール消毒製品を単に小分けして、小分け販売量に応じて按分した価格以上で販売した場合、違反行為に該当します。

なお、今回の転売規制対象となり得るアルコール消毒製品については、転売規制以外にも、各物品の販売等に係る法令がある場合があるため、それらの規制を受ける可能性があることに注意してください。

【今後の方針】

Q.6-1 今回の規制はいつまで続きますか。

<答>

現時点では未定です。今回の規制は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、一定の期間に限って緊急的に措置するものであり、今後マスク需給のひっ迫を含め、様々な状況を総合的に勘案し、本措置の必要性がなくなったと判断された場合には、速やかに規制を廃止する予定です。

【お問い合わせ先】

経済産業省のお問い合わせ窓口

電話:0570-550-612

受付時間:9時～17時(土日祝日を除く)

厚生労働省のお問い合わせ窓口

電話:0120-565-653

受付時間:9時～21時(土日祝日も実施)

国税庁のお問い合わせ窓口

電話:03-3581-4161(代表)

※ 酒税課へお電話を繋ぐよう、代表オペレーターへお伝えください。

受付時間:9時～18時(土日祝日を除く)